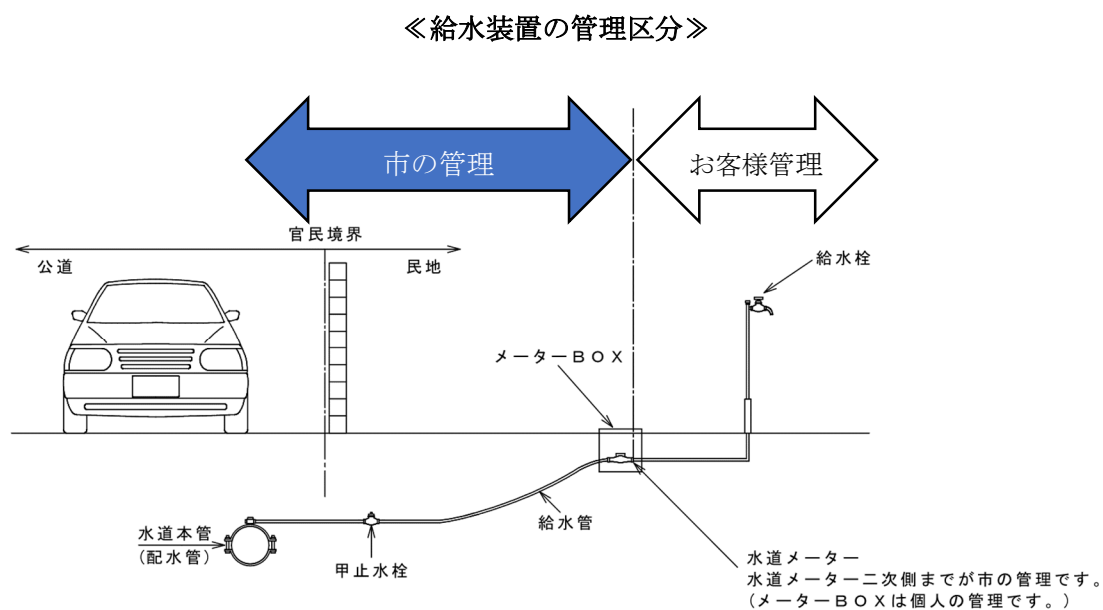


給水装置管理区分の変更について

令和6年度から、経年劣化による給水管等の漏水修繕については、お客様サービス及び有収率の向上を目的とし、水道メーターの二次側（二次側のパッキン、鉛管接続含む）までが市の管理区分になります。



※植木、門扉などの構造物の復旧または移設に係る費用は、お客様のご負担になります。

お客様から市の管理区分にあたる部分の修繕依頼を受けた場合は、修繕前に上水道係にご連絡をお願いいたします。